

意外と知らない?! NISA 口座のデメリットについて

平成 28 年 3 月作成



最近では政府も貯蓄から投資へという流れを推奨しているため、2014 年 1 月よりスタートした NISA（少額投資非課税制度）を利用している人も多いのではないかと思います。この NISA についても、今年から限度額が年間 120 万円（従前 100 万円）に拡大され、ジュニア NISA という制度が新設される等、その適用範囲が広がっています。

この NISA ですが、簡単に言うと、**一年間の累積投資額が限度額（120 万円）以内で購入したのについて、その譲渡所得や配当金等**（証券口座で受け取るものに限る）**を非課税とする**というものです。通常 10 万円の譲渡益や配当所得があれば源泉分離を選択している場合、20,315 円（税率 20.315%）の所得税等が課税されます。NISA を利用した場合、この所得税等が非課税となるわけですから大きな節税効果が見込めます。

このように **NISA はメリットの大きい制度**に見えますが、**実はデメリットもあります**。世の中ではメリットばかりが強調されるため、このデメリットについては認識していない人も多いのではないかと思います。今回は NISA のデメリットについてお話したいと思います。

この NISA、確かに**購入した株が値上がりして売却できた場合**、上記のように本来課税される 20.315%の**税金が非課税**となります。では値下がりした場合はどうなるのでしょうか？実は、この**値下がりした場合の損失は切り捨て**となってしまいます。

NISA 以外の口座（特定口座や一般口座）で株式を売却した場合、**損失は他の株式の譲渡益や配当所得（源泉分離を選択した場合）と損益通算することができます**。また、**その年の譲渡益等と比べて損失の額が大きかった場合には、3 年間繰り越すことができます**（要確定申告）。**NISA 口座での取引で損失が生じた場合にはこれらの取り扱いができません**。

下記に具体的な例を挙げて数字で確認しましょう。①は特定口座で A 株式 50 万円、NISA 口座で B 株式 50 万円を購入した場合、②は A 株式も B 株式も特定口座で購入した場合です。

	銘柄	購入時株価	売却時株価	損益	課税所得	税額
①	A 特定口座	50万円	70万	+20万円	20万円※1	40,630円
	B NISA	50万円	30万	▲20万円		
②	A 特定口座	50万円	70万	+20万円	0円※2	0円
	B 特定口座	50万円	30万	▲20万円		

※1 NISA口座の損失は切り捨て。 ※2 特定口座内での損失は損益通算可能。

上記のように、いずれの場合も A 株式と B 株式の両方を売却した場合の儲けの手取り額は±0円なのですが、NISA 口座で購入した株式は、値下がりした場合に損益通算等が利用できないため、①の場合 4 万円ほど税金を払う必要があり、②より不利な取り扱いとなります。また、**NISA 口座は期限が設けられており、5 年以内に売却しなかった場合には他の特定口座等に、その期限最終日の終値で移管されることとなります**（一部 NISA 口座への移管が認められます）。その時点で購入時より株価が値下がりしていれば、その部分の値下がり損失は結果として切り捨てとなりますので、上記①と同様の結果となります。特に株価が高水準にある場合には、将来株価が値下がりする危険性は高いかもしれません。**誰もが将来の株価が値下がりすることを想定して株式を購入することはないでしょうが**、株価が高いときには相対的に値下がりリスクも高いと言えますので、**NISA 口座の利用にあたっては上記のようなデメリットを十分に理解したうえで利用してください**。